

# JBFA 競技装具規程

特定非営利活動法人 日本ブラインドサッカー協会

2023年10月1日

## 第1条 目的

- 1.1 本規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会(以下「本協会」という)の加盟登録団体(以下「クラブチーム」)の競技者が試合中に身につけなければならない、または身につけることができる装具に関する事項について定める。

## 第2条 定義

- 2.1 競技装具とは、本協会が定めるユニフォーム以外で、競技者が試合中に身につけるものであり、ヘッドギア、アイマスク、レガース、シューズ、ゴールキーパーグラブ、その他フェイスマスク、また膝や腕のプロテクター、ゴールキーパーのキャップなど危険でない保護装具とする。
- 2.2 上記のものであっても、着用している競技者または他の競技者に危険を及ぼすおそれのあるものは競技装具として認めない。
- 2.3 競技者のユニフォームの仕様等についてはクラブチームユニフォーム規程に別途定める。

## 第3条 掲示

- 3.1 競技装具には、政治的、宗教的または個人的なスローガンやメッセージ、あるいはイメージをつけてはならない。
- 3.2 競技装具にはチーム名、選手名、事前に登録した選手番号を表示することができる。
- 3.3 掲示は競技装具の基本的機能を損なわないよう行わなければならない。

## 第4条 広告の表示

- 4.1 競技装具に第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」(別紙1)により本協会に届け出て、掲示方法についての指示に従うものとする。
- 4.2 掲示は装具の基本的機能を損なわないよう行わなければならない。
- 4.3 この条項は国際視覚障がいスポーツ連盟(以下、「IBSA」という)の規定に従い、規定に変更がなされた場合、可及的速やかに規定に従うものとする。

## 第5条 疑義

- 5.1 競技装具について疑義の発生が予期できる場合、クラブチームは事前に本協会に相談し、解決を図るものとする。

## 第6条 施行・改訂

- 6.1 本規程は、2018年9月1日から施行する。
- 6.2 本規程の改定は、理事会の承認により、これを行う。
- 6.3 改訂履歴
  - 6.3.1 2018年9月1日
  - 6.3.2 2023年10月1日

別紙1 JBFA 競技装具規程

広告掲出申請書

申請日： 年 月 日

JBFA 競技装具規程(以下「本規程」という)に基づき、競技装具に広告を掲出することを申請します。

チーム名	
チーム代表者氏名	
担当者名	
担当者連絡先	Tel:
担当者連絡先	Email:

広告掲出開始時期		年 月 日	
掲出装具	掲出箇所	掲出広告社名	掲出サイズ

※掲出する広告内容のわかる資料を提出すること。

※掲出サイズはタテ×横×高さ、円形の場合直径を記載すること。

※掲出装具および箇所が多い際は行を追加してください。

---

<以下、特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会記入>

承認日： 年 月 日

担当者：